

議案第53号	三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
道路河川課	新三田駅前駐車場の回数券の金額を当該条例の委任に基づき規則において規定しているが、より適切に規定するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 新三田駅前駐車場の回数券の規定については、当該条例の委任に基づいて規則にてその金額を規定しているが、これを条例にて規定するため当該条例の一部を改正するもの。

【関係法令】 地方自治法第225条（使用料）
 地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則）
 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

【改正内容】 ●回数券使用の料金に係る条例での規定（別表関係）

【現 行】

料金		備考
省略		
回数券	一時駐車 of 2割の割引	

【改正案】

料金		備考
省略		
1,500円相当 回数券	1,200円	条例で具体的に規定
3,000円相当 回数券	2,400円	
4,500円相当 回数券	3,600円	
6,000円相当 回数券	4,800円	

【施行期日】 公布の日

【予算措置】 特になし

【その他】 当該条例の一部改正に伴い、当該条例の施行規則についても所要の改正措置を講じる予定